

トレジャーネット 先物・オプション取引取扱規定 新旧対照表

新	旧
<p><u>第 14 条（取引最終日）</u> <u>お客様が次の各号の事由のいずれかに該当していると</u> <u>トレジャーネットが判断した場合、トレジャーネットは</u> <u>取引最終日にかかわらず、お客さまに通知することなく、</u> <u>直ちに、お客さまの計算において当該建玉の反対売買を</u> <u>行えるものとしします。</u> <u>決済の結果、不足金が生じた場合、お客様は直ちにト</u> <u>レジャーネットに対して残債務の弁済を行うものとしま</u> <u>す。</u> <u>1. お客様が海外に居住していることが判明した場合。</u> <u>2. トレジャーネットよりお客様に連絡の取れない状態が</u> <u>続き、建玉管理の観点から、問題が生じるとトレジャー</u> <u>ネットが判断した場合。</u> <u>3. お客様が死亡したことが判明した場合。</u> <u>4. お客様が意思能力を失い回復の見込みがないと判断す</u> <u>る相当な事由が判明した場合。</u></p> <p>以下項番繰り下げ</p> <p>1. 本規定は平成 20 年 4 月 7 日より実施する。 <u>2. 本規定は平成 23 年 11 月 1 日より実施する。</u></p>	<p>第 14 条（取引最終日）を追加</p> <p>1. 本規定は平成 20 年 4 月 7 日より実施する。</p>